

### 3 労働争議の主要要求事項別の状況

平成25年の「総争議」の件数を主要要求事項別（複数回答2つまで）にみると、「賃金」に関する事項が228件で、全体の45.0%と最も多かった。

次いで、「経営・雇用・人事」に関する事項が173件で全体の34.1%、「組合保障及び労働協約」に関する事項が145件で全体の28.6%と多かった。（第6表）

第6表 労働争議の主要要求事項別件数及び構成比

（複数回答 2つまで）

主要要求事項	総 争 議					
	件 数				構 成 比	
	平成25年	対前年差	対前年増減率	平成24年	平成25年	平成24年
	件	件	%	件	%	%
<b>計</b>	<b>507</b>	<b>△ 89</b>	<b>△ 14.9</b>	<b>596</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
<b>組合保障及び労働協約</b>	<b>145</b>	<b>△ 30</b>	<b>△ 17.1</b>	<b>175</b>	<b>28.6</b>	<b>29.4</b>
組合保障及び組合活動	133	△ 30	△ 18.4	163	26.2	27.3
労働協約の締結、改訂及び効力	16	0	0.0	16	3.2	2.7
<b>賃金</b>	<b>228</b>	<b>△ 40</b>	<b>△ 14.9</b>	<b>268</b>	<b>45.0</b>	<b>45.0</b>
賃金制度	20	5	33.3	15	3.9	2.5
賃金額（基本給・諸手当）の改定	71	△ 18	△ 20.2	89	14.0	14.9
賃金額（賞与・一時金）の改定	60	△ 5	△ 7.7	65	11.8	10.9
個別組合員の賃金額	12	△ 10	△ 45.5	22	2.4	3.7
退職金（退職年金を含む）	8	△ 2	△ 20.0	10	1.6	1.7
その他の賃金に関する事項	81	△ 23	△ 22.1	104	16.0	17.4
<b>賃金以外の労働条件</b>	<b>44</b>	<b>14</b>	<b>46.7</b>	<b>30</b>	<b>8.7</b>	<b>5.0</b>
所定内労働時間の変更	8	5	166.7	3	1.6	0.5
所定外・休日労働	2	0	0.0	2	0.4	0.3
休日・休暇（週休二日制、連続休暇を含む）	8	3	60.0	5	1.6	0.8
その他の労働時間に関する事項	5	1	25.0	4	1.0	0.7
育児休業制度・介護休業制度	1	△ 1	△ 50.0	2	0.2	0.3
教育訓練	-	△ 1	△100.0	1	-	0.2
職場環境・健康管理	16	6	60.0	10	3.2	1.7
福利厚生	5	2	66.7	3	1.0	0.5
<b>経営・雇用・人事</b>	<b>173</b>	<b>△ 68</b>	<b>△ 28.2</b>	<b>241</b>	<b>34.1</b>	<b>40.4</b>
事業の休廃止・合理化	7	△ 5	△ 41.7	12	1.4	2.0
解雇反対・被解雇者の復職	108	△ 40	△ 27.0	148	21.3	24.8
要員計画・採用計画	8	3	60.0	5	1.6	0.8
配置転換・出向	20	△ 1	△ 4.8	21	3.9	3.5
希望退職者の募集・解雇	1	△ 2	△ 66.7	3	0.2	0.5
定年制（勤務延長・再雇用を含む）	12	△ 4	△ 25.0	16	2.4	2.7
パートタイム労働者・契約社員・派遣労働者の活用	1	△ 1	△ 50.0	2	0.2	0.3
パートタイム労働者・契約社員の労働条件	10	2	25.0	8	2.0	1.3
人事考課制度（慣行的制度を含む）	1	△ 2	△ 66.7	3	0.2	0.5
その他の経営・雇用・人事に関する事項	12	△ 23	△ 65.7	35	2.4	5.9
<b>その他</b>	<b>25</b>	<b>△ 4</b>	<b>△ 13.8</b>	<b>29</b>	<b>4.9</b>	<b>4.9</b>

注：1) 1 労働争議につき労働者側から提出された要求のうち、主なもの2つまでを主要要求事項として取り上げているため、主要要求事項の「計」（総争議件数）と個々の要求事項の数値の合計は必ずしも一致しない。  
 2) 「組合保障及び労働協約」、「賃金」等の太字で書かれている各区分の件数は、2つの主要要求事項が同一の区分内にある労働争議は1件として計上しているため、各区分内の事項の件数の合計とは必ずしも一致しない。  
 3) 主要要求事項の具体的内容例については、P3「主な用語の定義」の「表1 主要要求事項の具体的内容例」を参照されたい。